## 多賀城市教育委員会 殿

多賀城市情報公開・個人情報保護審査会 会 長 石 川 雅 美

多賀城市情報公開条例第18条第1項に基づく諮問について(答申)

平成26年3月6日付け教総第1229号による諮問について、以下のとおり答申します。

#### 1 審査会の結論

多賀城市教育委員会(以下「実施機関」という。)の平成25年12月26日付け生学第646号による公文書部分開示決定において非開示とした情報のうち、「『現在の図書館』と『開館日及び開館時間増になった場合の新図書館』に関する人件費の比較」の新図書館に係る勤務時間及び条件を開示すべきである。

#### 2 不服申立て及び審査の経緯

- (1) 不服申立人 (以下「不服申立人」という。)は、平成25年12月12日に多賀城市情報公開条例(以下「条例」という。)に基づき、実施機関に対し、多賀城市立図書館移転計画(以下「移転計画」という。)において、以下3点が記されている資料の一切を公開するよう請求した。
  - ア 移転計画において、指定管理者制度を採用することとした経緯及び具体的根拠
  - イ 移転計画において、指定管理者を公募によらず選定するとした経緯及び具体的根拠
  - ウ 移転計画において、「同再開発ビル内に出店予定の事業者が有する実績とノウハウを活用することで市民サービスは質量ともに向上し、また合理的な運営が期待できる」とした 具体的根拠及びその他の事業者では上記運営は期待できないとした具体的根拠
- (2) これに対し、実施機関は、第2次多賀城市立図書館基本計画、移転計画及び多賀城市立図書館協議会(以下「図書館協議会」という。)の会議録、資料等を上記請求に係る公文書に該当するとした上で、平成25年10月29日に開催された平成25年度第5回図書館協議会の資料中、「『現在の図書館』と『開館日数及び開館時間増になった場合の新図書館』に関する人件費の比較」の新図書館に係る勤務時間、条件、1日当たりの最低必要職員数、合計職員数及び人件費の欄の部分(以下「非開示部分」という。)を非開示情報とし、その余の部分については開示する決定(以下「公文書部分開示決定」という。)を同年12月26日付けで行った。
- (3) 公文書部分開示決定に対し、不服申立人は、平成26年2月21日付けで異議申立てを行った。
- (4) 実施機関は、平成26年3月6日付け教総第1229号により、本件不服申立てに係る公文書部分開示決定の相当性について、当審査会に諮問した。

- (5) 当審査会は、本件諮問に対し、平成26年3月12日、同年5月13日、同年7月15日 及び同年8月7日に会議を開催し、不服申立人及び実施機関等の職員からの意見陳述を受け るとともに、不服申立人及び実施機関から提出された意見書、本件諮問書、公文書開示請求 書、公文書部分開示決定通知書、異議申立書その他の参考資料に基づき検討を行った。
- (6) 上記検討に基づき、当審査会において本答申書を策定した。

## 3 不服申立人の主張

不服申立人は、異議申立書等において、おおむね次のように主張している。

- (1) 実施機関は、非開示部分が条例第7条第6号に規定する「市又は国等の事務事業に係る意思形成過程において行われる市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等の機関との間における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、公にすることにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずるおそれのあるもの」に該当するとしている。
- (2) また、公文書部分開示決定を受ける際、実施機関の職員から、新図書館の運営方式が委託、指定管理者制度その他の事業者が関わるものとなった場合、非開示部分を入手した事業者は事前に体制を整えることができるなど、非開示部分を入手しなかった事業者と比べて有利になる可能性があり、公平ではなく、適切に意思形成を行えず事業に支障が生じるおそれがある旨の説明を受けた。
- (3) しかし、非開示部分を含む当該資料については、平成25年度第5回図書館協議会ではいかなる合意又は決定も行われておらず、以後の図書館協議会、各種委員会、各担当部署、議会等での議論、調整等によりいかようにも変更されうる、精査のなされていない素案にすぎない。新図書館の運営を委託し、又は指定管理者に行わせることになり、その事業者の選定について、競争入札、相見積りによる随意契約等の方法を採ることになったとしても、当該資料はあくまで素案であり、入札、契約等に必要な精密な仕様書等の一部としては存在しておらず、事業者が精密な事業計画書や収支計画書を作成できる性質のものではなく、事業者間の公正な競争に影響するものではないため、実施機関が想定する適切な意思形成への支障が生じるおそれはない。
- (4) また、条例は、何人も公文書の開示を請求することができる旨を定めており、情報公開制度を利用してこれらの情報を取得するか否かは各事業者の方針や見識次第であり、一部の事業者が当該制度を利用し、これらの情報を取得することがあったとしても、実施機関が主体的に特定の事業者に提供を行ったりするのでなければ、何ら公正性は損なわれない。
- (5) 以上のことから、非開示理由として同号を適用することは過誤であり、非開示は不当である。
- (6) なお、条例第7条第6号の「事務事業に係る意思形成に支障が生ずるおそれのあるもの」の解釈については、同様の規定がなされている「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に係る法務省本省情報公開審査基準において、「「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。」と示されていることから、当該基準に鑑み、適切な情報公開がなされることを期待するものである。

# 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 非開示部分は、平成25年12月26日の公文書部分開示決定時点においては検討段階であったものであり、その後、どのように変更となるかわからない状態のものであった。当該部分を公開した場合、新図書館に係る指定管理業務の受託を検討している事業者の参考資料となり、又は数値等が確定情報として一人歩きするといった状況も想定され、新図書館の指定管理者候補の選定や当該指定管理に係る協定締結事務等を実際に行う際に不都合が生じるおそれがあった。
- (2) また、指定管理者候補の選定については、委託金額の上限を決めた上で選定する方法やサービスの品質を決めた上で選定する方法など、様々な方法があるが、公文書部分開示決定時点においては、どのような方法を選択するかも決まっていない状況にあった。そのような時期にこれらの情報を開示することは、その後の選定プロセスの決定等に重大な支障を来すおそれがあった。
- (3) 以上のことから、当該部分を開示した場合、その後の図書館移転事業に係る意思形成に支障が生じるおそれがあったことから、条例第7条第6号に規定する非開示情報に該当するものとして非開示にしたものである。

## 5 当審査会の判断

- (1) 非開示部分には、実施機関が算出した新図書館の概算の人件費並びに当該算出を行う際の基礎となる新図書館における勤務時間、1日当たりの最低必要職員数、当該職員数の設定に係る条件、合計職員数及び人件費単価が記載されている。
  - (2) 業務委託又は指定管理に係る運営事業者の選定が随意契約で行われる場合において、当該 随意契約の相手方から当該概算の人件費について開示請求がなされ、これを開示するという ことは、価格交渉の相手方に市が見込む人件費の概算上限額を伝えることにもつながるものであり、実施機関の優位性を損なうことになるものと認められる。
- (3) よって、新図書館運営に関する詳細な仕様や選定方法等の決定に係る実施機関としての意思形成がなされる前の段階において、開示することによって実施機関の優位性を損ない、意思形成に支障が生じることにつながる人件費単価等の情報を非開示とすることとした実施機関の決定には相当性があるものと判断する。
- (4) また、1日当たりの最低必要職員数及び合計職員数についても、これらを元に概算の人件費を算出し得ることから、同様に非開示とすべき情報と認められる。
- (5) 一方、勤務時間及び条件欄に記載された情報については、直接、概算の人件費に結び付く ものではなく、また、新図書館運営に係る指定管理者候補の選定や協定締結事務等に係る意 思形成に影響を与えるものではなく、条例第7条第6号に規定する非開示事由に該当すると はいえないことから、開示するべきと判断する。
- (6) よって、前記1記載のとおり、答申する。